

南あわじ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）【概要】

【趣旨】

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法一部改正法、関係法律の整備法）が成立しました。この法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定となっています。新制度では、子どもの教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることになっており、新たに施設や事業の設備及び運営に関する基準については、国の定める基準を踏まえ、自治体ごとに条例で定めることとなりました。

【内容】

家庭的保育事業等は、子ども・子育て支援新制度において市町村による認可事業として、児童福祉法に位置付けられました。これに伴い、南あわじ市でも家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例に係る基準を定めることとなります。

事業		規模	場所	実施主体
家庭的保育事業		5人以下	家庭的保育者の居宅等の様々なスペース	市町村、民間事業主等
小規模保育事業	A型（保育所分園に近い）	6～19人まで	多様なスペース	市町村、民間事業主等
	B型（中間的な類型）			
	C型（家庭的保育に近い類型）			
事業所内保育事業		様々（数人～数十人程度）	事業所その他様々なスペース	事業主等
居宅訪問型保育事業		1対1が基本	利用する保護者・子どもの居宅	市町村、民間事業主等

本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないことから、国の基準を市の基準とするものとする。

【国の検討状況等を参考に作成した国の基準（案）とそれに対する市の方針（案）】

○「従うべき基準」と「参酌すべき基準」

従うべき基準 （※従う）	条例の内容を直接的に拘束する、国基準に必ず適合しなければならない基準。当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。
参酌すべき基準 （※参酌）	地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

No.	事項	国の基準（案）	条例への委任方法	市の方針（案）
各家庭的保育事業等に共通の事項				
1	保育所等との連携	・家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。	従う	国の基準どおり

No.	事項	国の基準（案）	条例への委任方法	市の方針（案）
2	食事	・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。	従う	国の基準どおり
3	食事の提供の特例	・No.2の特例として、食事の提供について、連携施設や同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、学校からの搬入を行うことも可能とする。	従う	国の基準どおり
4	利用者の健康診断	・利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	参酌	国の基準どおり
家庭的保育事業				
5	設備の基準（調理設備）	・調理設備を設ける。	従う	国の基準どおり
6	設備の基準（居室等）	・保育を行う専用の部屋（9.9㎡以上（保育する乳幼児が3人を超える場合には1人につき3.3㎡以上を加えた面積））を設ける。 ・便所を設ける。	参酌	国の基準どおり
7	設備の基準（屋外遊戯場）	・同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上。代替地も可）があること。	参酌	国の基準どおり
8	設備の基準（耐火基準等）	・火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施する。	参酌	国の基準どおり
9	職員（資格要件）	・家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ・調理業務の全部を委託する場合、3人以下の保育を行う場合であって、家庭的保育補助者が調理を行う場合、搬入施設から食事を搬入する場合、調理員を置かないことができる。	参酌（調理員は従う）	国の基準どおり
10	職員（職員数）	・家庭的保育者1人が保育できる乳幼児の数は3人以下 ・家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下	従う	国の基準どおり
11	保育時間	・保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定める（小規模保育、居宅訪問型保育、事務所内保育も同様）。	参酌	国の基準どおり
12	保育の内容	・家庭的保育事業者は、保育指針に準じ、家庭的保育事業の特例に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない（小規模保育、居宅訪問型保育、事務所内保育も同様）。	従う	国の基準どおり
小規模保育事業 小規模保育事業所A型				
13	設備の基準（調理設備）	・調理設備を設ける。	従う	国の基準どおり
14	設備の基準（居室等）	・乳児又は満2歳に満たない幼児 乳児室又はほふく室（1人につき3.3㎡以上）を設ける。 ・満2歳以上の幼児 保育室又は遊戯室（1人につき1.98㎡以上）を設ける。	参酌	国の基準どおり

No.	事項	国の基準（案）	条例への委任方法	市の方針（案）
15	設備の基準 （屋外の遊戯場等）	・満2歳以上の幼児 屋外遊戯場（1人につき3.3㎡以上）（代替地を含む）を設ける。	参酌	国の基準どおり
16	設備の基準 （耐火設備等）	・乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっているものとする。	参酌	国の基準どおり
17	職員（資格要件）	・保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ・調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	参酌（調理員は従う）	国の基準どおり
18	職員（職員数）	・保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 ①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人に1人	従う	国の基準どおり
19	保育時間	・家庭的保育と同様	参酌	国の基準どおり
20	保育の内容	・家庭的保育と同様	従う	国の基準どおり
小規模保育事業 小規模保育事業所B型				
21	設備の基準 （調理設備）	・Aに同じ	従う	国の基準どおり
22	設備の基準 （居室等）	・Aに同じ	参酌	国の基準どおり
23	設備の基準 （屋外遊戯場）	・Aに同じ	参酌	国の基準どおり
24	設備の基準 （耐火設備）	・Aに同じ	参酌	国の基準どおり
25	職員（資格要件）	・保育士その他保育に従事する職員として市町村が行う研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ・調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	参酌（調理員は従う）	国の基準どおり
26	職員（職員数）	・保育従業者の数は、次の区分ごとに応じ各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、その半数は保育士とする。 ①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人に1人	従う	国の基準どおり
27	保育時間	・家庭的保育と同様	参酌	国の基準どおり
28	保育の内容	・家庭的保育と同様	従う	国の基準どおり

No.	事項	国の基準（案）	条例への 委任方法	市の方針（案）
小規模保育事業 小規模保育事業所C型				
29	設備の基準 （調理設備）	・Aに同じ	従う	国の基準どおり
30	設備の基準 （居室等）	・乳児又は満2歳に満たない幼児 Aに同じ ・満2歳以上の幼児 保育室又は遊戯室（1人につき3.3㎡以上）を設ける。 ・便所を設ける	参酌	国の基準どおり
31	設備の基準 （屋外遊戯場）	・満2歳以上の幼児 屋外遊戯場（1人につき3.3㎡以上）（代替地含む。）を設ける。	参酌	国の基準どおり
32	設備の基準 （耐火設備）	・Aに同じ	参酌	国の基準どおり
33	職員（資格要件）	・家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ・調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	参酌（調理員は従う）	国の基準どおり
34	職員（職員数）	・家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。 ・家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合には5人以下とする。	従う	国の基準どおり
35	保育時間	・家庭的保育と同様	参酌	国の基準どおり
36	保育の内容	・家庭的保育と同様	従う	国の基準どおり
37	利用定員	・6人以上10人以下	従う	国の基準どおり
居宅訪問型保育事業				
38	居宅訪問型保育事業	①障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育を著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育。 ②子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育。 ③児童福祉法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育。 ④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要があると市町村が認める乳幼児に対する保育。 ⑤離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育。	従う	国の基準どおり
39	職員	・家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。	従う	国の基準どおり
40	連携施設に関する特例	・保育を行う乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害時入所支援施設を適切に確保しなければならない。 ・離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認める居宅訪問型保育事業者については、この限りではない。	従う	国の基準どおり
41	保育時間	・家庭的保育と同様	参酌	国の基準どおり

No.	事項	国の基準（案）	条例への委任方法	市の方針（案）
42	保育の内容	・家庭的保育と同様	従う	国の基準どおり
事業所内保育事業				
43	利用定員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用定員数に対するその他の乳児又は幼児の数</li> <li>(利用定員) (その他) (利用定員) (その他)</li> <li>1～5人 1人 26～30人 7人</li> <li>6～7人 2人 31～40人 10人</li> <li>8～10人 3人 41～50人 12人</li> <li>11～15人 4人 51～60人 15人</li> <li>16～20人 5人 61～70人 20人</li> <li>21～25人 6人 71人以上 20人</li> </ul>	参酌	国の基準どおり
44	設備の基準 (調理室)	・調理室（保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付随して設置する炊事場を含む）を設ける。	従う	国の基準どおり
45	設備の基準 (居室等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる保育所型事業所内保育所（利用定員20人以上）</li> <li>乳児室（1人につき1.65㎡以上）又はほふく室（1人につき1.98㎡以上）</li> <li>・満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育所保育室又は遊戯室（1人につき1.98㎡以上）</li> <li>・医務室及び便所を設ける。</li> </ul>	参酌	国の基準どおり
46	設備の基準 (屋外遊戯場)	・満2歳以上の幼児 屋外遊戯室（代替地含む。1人につき3.3㎡以上）	参酌	国の基準どおり
47	設備の基準 (耐火基準)	・乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっているものとする。	参酌	国の基準どおり
48	職員（資格要件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所型事業所内保育には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。</li> <li>・小規模型事業所内保育事業所（利用定員19人以下）には、保育士に従事する職員として市町村が行う研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。</li> <li>・調理業務の全部を委託する事業所や搬入施設から食事を搬入する事業所は調理員を置かないことができる。</li> </ul>	参酌（調理員は従う）	国の基準どおり
49	職員（職員数）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模型事業所内保育事業所（利用定員19人以下）の保育従事者数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数は保育士とする。</li> <li>①乳児 おおむね3人につき1人</li> <li>②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</li> <li>③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人</li> <li>④満4歳以上の児童 おおむね30人に1人</li> </ul>	従う	国の基準どおり
50	連携施設に関する特例	・保育所型事業所内保育事業を行う者は、連携施設を確保しないことができる。	従う	国の基準どおり
51	保育時間	・家庭的保育と同様	参酌	国の基準どおり
52	保育の内容	・家庭的保育と同様	従う	国の基準どおり

No.	事項	国の基準（案）	条例への 委任方法	市の方針（案）
経過措置				
53	自園調理	・自園で調理を行っていない場合、省令の施行日から5年を経過する日までの間、食事の提供や調理員の規定について適用しないことができる。	従う	国の基準どおり
54	連携施設	・連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要で適切な支援を行うことができると市町村が認める場合、省令の施行日から5年を経過するまでの間、確保しないことができる。	従う	国の基準どおり
55	小規模保育事業C型の利用定員	・小規模保育事業所C型にあつては、省令施行日から5年を経過する日までの間、利用定員を6～15人以下とすることができる。	従う	国の基準どおり

【根拠法令】

※児童福祉法第34条の16第1項

市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

※家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）